令和６年4月１日

＊特別支援教育就学奨励費について＊

三川町の小中学校の特別支援学級等で学ぶお子さんがいるご家庭は、世帯の所得に応じて教育関係の経費の一部を支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。

対象となる方

・特別支援学級に在籍、または通常の学級に在籍しているが重度の障害や疾病のあるお子さんの保護者。

ただし、生活保護や就学援助の受給者、児童福祉施設の入所者は受給できません。

支給対象となる経費

費　　目	小 学 校	中 学 校	認定段階 Ⅰ	認定段階 Ⅱ	認定段階 Ⅲ
①学校給食費	実費額の1／2	実費額の1／2	○	○	
②通学費	実費額　※	実費額　※	○	○	○
③職場実習、交流学習交通費	実費額　※	実費額　※	○	○	○
④修学旅行費	実費額の1／2 （上限 10,790円）	実費額の1／2 （上限 28,860 円）	○	○	
⑤校外活動費（宿泊無し）	実費額の1／2 （上限 800円／年）	実費額の1／2 （上限 1,155円／年）	○	○	
⑥校外活動費（宿泊有り）	実費額の1／2 （上限 1,845円／年）	実費額の1／2 （上限 3,105円／年）	○	○	
⑦学用品・通学用品費	実費額の1／2　☆ （上限 5,820円／年）	実費額の1／2　☆ （上限 11,370円／年）	○	○	
⑧新入学学用品・通学用品費	実費額の1／2　☆ （上限 25,555円／年）	実費額の1／2　☆ （上限 30,490円／年）	○	○	
⑨オンライン学習通信費	実費額の1／2 （上限 7,000円／年）	実費額の1／2 （上限 7,000円／年）	○		

※所得に応じた認定段階で第Ⅲ区分の方は、②③のみの支給で、実費額の１/２になります。
☆年度途中に認定の方は入級日以降に購入した物品が対象です。⑧も対象になりません。
※オンライン学習通信費については、１世帯に年額7,000円の支給となります。

認定の基準

世帯の所得額と生活保護基準需用費の割合で認定の段階を決定します。

認定段階	基準割合
Ⅰ	1．5倍未満
Ⅱ	1．5倍以上2．5倍未満
Ⅲ	2．5倍以上

右の金額はあくまで目安となります。家族の年齢、家賃などによって異なります。

世帯人数	世帯の総所得のめやす
2人	330万以下
3人	449万以下
4人	563万以下
5人	699万以下
6人	751万以下

申請の仕方

【４月１日からの年度の認定】
・６月頃に学校を通じて申請書類を配付します。
提出するもの…　特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書、所得等確認承諾書、
令和６年１月１日に三川町外に住所がある方は、令和６年度課税証明書等
提出先…　各学校の担任の先生又は事務職員

・辞退する方は、辞退届を提出してください。

【年度途中からの認定】
・入級が決まったら、教育委員会より申請書類をお渡しします。
提出するもの…　特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書、所得等確認承諾書、
令和6年１月１日に三川町外に住所がある方は、令和6年度課税証明書等
提出先…　三川町教育委員会教育課　学校教育係

※所得判定に関わる世帯員とは※
・住所が同じである方及び同じ住所に住んでいる方。
・住所は別だが、生計を同じくする方。（単身赴任や、施設入所など）

支給方法

・学校に登録している学校集金の引き落し口座へ三川町から振込みます。
・年３回（８月３０日、１２月２7日、３月２8日）4ヵ月分ずつ振込みます。
・給食費は年の概算を支払い、年度の最後に精算します。

費　　目	支給時期	備考
①学校給食費	年3回	1、2回目は概算額　3回目で実費を精算
②通学費	年3回	路線バス、福祉タクシー、 冬季スクールバス（中学校）など
③職場実習、交流学習交通費	費用精算後の支給日	学校→町への実施報告による
④修学旅行費	費用精算後の支給日	学校→町への実施報告による
⑤校外活動費（宿泊無し）	費用精算後の支給日	学校→町への実施報告による
⑥校外活動費（宿泊有り）	費用精算後の支給日	学校→町への実施報告による
⑦学用品・通学用品費	3月の支給日	副教材、実験材料など 学校→町への学校集金の報告による
⑧新入学学用品・通学用品費	12月の支給日	小学1年生、中学1年生 ランドセル、制服、運動着等の金額が確認できるように、領収書の写し等の提出が必要となります。
⑨オンライン学習通信費	年2回（12月、3月の支給日）	モバイルルーター等の通信機器の領収書の写し等の提出が必要となります。 1世帯に年額7,000円の支給となります。

手続き
お問い合わせは

三川町教育委員会教育課　学校教育係
〒997-1301　三川町大字横山字西田８５
電話　0235-35-7022